

独立行政法人統計センターの監事（業務担当）となるべき者

の選定理由

統計センターは、国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的として設立された法人である。

統計センターにあつて、監事（業務担当）のポストには、独立行政法人通則法等の関係法令に基づき、法令遵守状況、業務内容の適正性など、法人の業務全般（会計を除く）の監査を行い、監査の結果に基づき、必要に応じ、理事長又は法人に係る主務大臣（総務大臣）に意見を提出することなどが求められている。このため、統計センターの監事（業務担当）は、このような監査業務を的確かつ厳格に遂行できる十分な能力を有していることが求められる。

林 奈津子氏は、昭和 59 年に東京都庁に採用され、地方事務の行政運営経験を多く積んでおり、平成 13 年 7 月から生活文化局総務部副参事（広報担当）を務めたほか、私学部私学行政課長、文化振興部企画調整課長、職員共済組合年金保険部年金課長、荒川都税事務所長、労働相談情報センター所長、東京障害者職業能力開発校長を務めるなど、都の幅広い業務において組織マネジメントに係る知見を有している。また、総務局統計部において経済統計課長、産業統計課長、調整課長を歴任するなど公的統計行政に係る幅広い知識及び実務経験を有している。さらに、同人は、中立性・公平性の下に業務を遂行できる高い倫理観を有していることから、統計センターの監事（業務担当）として最適の人物であると考え、監事となるべき者として選定したところである。

独立行政法人統計センターの監事（会計担当）となるべき者

の選定理由

統計センターは、国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的として設立された法人である。

統計センターにあって、監事（会計担当）のポストには、独立行政法人通則法等の関係法令に基づき、法令遵守状況、経理や契約の適正性など、法人の会計関係全般の監査を行い、監査の結果に基づき、必要に応じ、理事長又は法人に係る主務大臣（総務大臣）に意見を提出することなどが求められている。このため、統計センターの監事（会計担当）は、このような監査業務を的確かつ厳格に遂行できる十分な能力を有していることが求められる。

布施 伸枝氏は、公認会計士として、公会計制度における幅広い専門知識を有しており、日本公認会計士協会の独立行政法人・国立大学法人等専門部会や特定非営利活動法人専門部会の専門委員を務めるほか、地方公共団体の包括外部監査補助者や、公益社団・財団法人、社会福祉法人等の民間非営利法人の監査を広く手がけるなど、特に公的機関や非営利法人関係についての経験・見識を有している。また、海上技術安全研究所、大学入試センター、宇宙航空研究開発機構などの独立行政法人や国立大学法人の監査の経験があり、独立行政法人の業務体制や内部規律等にも精通している。さらに、同人は、中立性・公平性の下に業務を遂行できる高い倫理観を有していることから、法人の監事（会計担当）として最適の人物であると考え、監事となるべき者として選定したところである。